

ファイアーウォール規制についての考え方

平成 19 年 11 月 14 日

野村證券株式会社

田中 浩

1. 基本的考え方

規制緩和をすすめることにより、市場機能を活性化させるという趣旨に大いに賛同する。しかし、規制緩和による影響については、慎重に見極める必要がある。

ファイアーウォール規制は、証券会社の経営の独立性・健全性の確保、利益相反の防止、市場仲介者間の公正な競争の確保を目的として導入された。

これらの趣旨は今日においてもなお妥当するものであるが、市場を健全に機能させる前提として、特に次の二つの視点が重要である。

- ① 利用者の自由な選択を確保すること。公正な競争を通じ、金融イノベーションを促進させ、一層の利用者メリットの向上を図ること。
- ② 優越的地位の濫用や利益相反の防止のために必要な措置を講じること、及びその規制措置の実効性確保のため、当局による監視体制を充実させること。

①については、取引の公正性が失われた状態で、一種の寡占状態や囲い込みが生じた場合、業者間の競争意欲を削ぎ、金融イノベーションを阻害する虞があるからである。

②については、優越的地位を濫用することによって、本来、マーケットに参加する意志のない者を参加させるならば、市場の適正な価格形成を歪める結果となり、かえって市場の機能不全をもたらす懸念があるからである。また、市場に対する信頼という観点から利益相反の防止は重要であり、これらの防止のため、十分なエンフォースメントを確保することが必要と考える。

2. 利用者の自由な選択の確保

既に銀行は、グループとしてすべての証券業務を行うこと、銀証一体となった営業が可能となっている。

- ・ 持株会社傘下に同じ名前を冠する銀行と証券会社
- ・ 銀行と証券会社の共同店舗
- ・ 銀行と証券会社の役職員の顧客への共同訪問

- ・ 登録金融機関としての投信販売や金融商品仲介業務
- ・ また、顧客が望めば、書面による同意を得て銀行から証券に非公開情報を提供することが可能。

こうした状況のなか、「顧客が望んでいない」場合も含めて、顧客の非公開情報を銀証間で共有し、営業目的で利用する必要性は乏しいのではないか。銀行・証券に限らず、それぞれの分野で最も優れた金融機関、商品・サービスを自由に選択して取引したいと考える顧客の意向は尊重すべき。

特に個人については、個人情報保護の意識がとみに高まるなか、顧客の同意がない場合の情報共有は法の趣旨にも反するものである。

法人についても、公正取引委員会の調査報告(後述)の通り、融資等を通じた影響力を背景として、顧客側の自由な選択が損なわれるケースがありうるので、顧客の同意がない場合の情報提供を認めない措置が必要。

なお、銀行グループ内で共有されうる情報とは、大口顧客として銀行が保有している次のような情報である。

個人については、住所、氏名、年齢、性別、勤務先、家族構成、年収、預金残高、融資状況、有価証券等の取引状況、機微情報(人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴等)など。

法人については、法人名、所在地、代表者名、財務諸表、資金繰りに関する情報、取引先の情報、新株発行や合併等のインサイダー情報など。

3. 優越的地位の濫用について

優越的地位の濫用に関して、平成17年12月に公正取引委員会から大手銀行に対して排除勧告(注)がなされた。

(注) 融資先の法人顧客に金利スワップの購入を提案し、金利スワップを購入することが融資の条件である旨又は金利スワップを購入しなければ融資に関して不利な取扱いをする旨を明示又は示唆することにより金利スワップの購入を要請し、金利スワップの購入を余儀なくさせた複数

の事例について、独禁法 19 条（優越的地位の濫用）の規定に違反すると指摘されたもの。

この後、平成 18 年 4 月に銀行法が改正され、優越的地位の濫用を禁止行為に位置付けている。

また、上記の排除勧告の後、平成 18 年 2 月から同年 6 月までの間に行われた調査報告において、公正取引委員会からは、以下の考え方が示されている。

「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（平成 18 年 6 月）46～47 頁より抜粋

ウ 関連会社等との取引の強要

金融機関が、融資等を通じた影響力を背景として、借り手企業に対して、自己の関連会社等との取引を強制する場合には、借り手企業の自由かつ自主的な判断による取引が阻害され、当該金融機関の関連会社等の競争者が競争上不利な地位に置かれるおそれがある。

例えば、金融機関が融資等を通じた影響力を背景として、以下のような行為を行うことは独占禁止法上問題となる（一般指定第10 項、第14項）。

- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、自己の関連会社等が提供する保険等の金融商品の購入を要請すること。
- 融資に当たり、要請に応じなければ融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆して、社債の引受けや企業年金運用の受託等の金融サービスの購入を要請すること。
- 融資に当たり、自己の関連会社等と継続的に取引するよう強制すること。

さらに、同報告書においては、以下のような企業側の回答が紹介されている。

報告書 30 頁より抜粋

(1) 関連会社等の商品・サービスを購入することの要請

企業アンケート調査（注）において、融資の申込みの際又は融資実行後に、「当行（庫）の関連会社等の商品・サービスを購入するように」と要請されたことがあるかを質問したところ、8.0%の企業が要請されたことがあるとの回答であった。

要請されたことがあると回答した企業に対し、要請に応じたことがあるかを質問したところ、応じたことがあると回答した企業が72.3%であった。

また、要請に応じたことがあると回答した企業に対し、意思に反していたかを質問したところ、56.7%が意思に反していたとの回答であった。

（注）短期借入残高がある全国の法人事業者から無作為抽出により 2,000 社を選定したアンケート。回答のあった 1,299 社のうち、中小企業の占める割合は 72.5%であったとされる。

公正取引委員会のアンケート結果にあるように、実態面では銀行の優越的地位を利用したと思われる行為が行われているにもかかわらず、公表されている問題事例が極端に少ない。優越的地位の濫用事例は性質上、摘発が非常に難しいことを窺わせる。

そこで、規制の実効性をより強化するため、公正取引委員会又は金融庁の調査・検査に加え、証券取引等監視委員会による調査・検査も可能となるよう法令上の手当てを行うべきではないか。

4. 利益相反及び役職員の兼任について

(1) 利益相反について

金融グループにおける優越的地位の濫用や利益相反行為については、既に金融庁においても対策の必要性が指摘されている。

従来、十数行あった都市銀行の再編を受けて、3つのメガバンクが登場した結果、利益相反の可能性が著しく高まっている。すなわち、3つのメガバンクはそれぞれ幅広くビジネス展開を行っているので、グループとして利益相反が生じる可能性が高まっている。

(2) 役職員の兼任について

法規制上、銀証間の役職員の兼任が認められている米国においても、利益相反防止の観点から、大手金融グループにおいては役職員の兼任事例はほとんどなく、基本的には銀行から証券への出向の形態をとっている。

決済や融資業務を通じ、預金者や債務者に関する非公開の顧客情報を継続的に把握できる立場にある銀行の役職員が、名刺を2種類持って、あるときは証券会社の役職員として行動することを認めるならば、利益相反の可能性が著しく増大する恐れがある。ひいては、証券サービスのプライシングがローンとの総合採算の中でゆがむ虞もある。

5. グループにおける経営管理について

ファイアーウォール規制については適用除外承認制度が設けられており、コンプライアンス、リスク管理、内部監査、財務等の経営管理をグループで統一的行う仕組みが整備されており、十分機能している。

6. まとめ

以上を踏まえて、次の3点を提案したい。

- ① 顧客が望んでいないにもかかわらず、顧客情報の共有化を認めるべきではない。
- ② 金融商品取引法において、優越的地位の濫用を禁止行為として規定するとともに利益相反行為の防止のための体制整備を義務付ける。
- ③ 金融商品取引業者（証券会社）による親銀行等の影響力を利用した不当行為等の有無について、調査に必要な範囲で、証券取引等監視委員会が直接親銀行等を含めた検査が可能となるような体制整備が必要である。これによって、弊害防止措置の実効性をより高めていく。

以 上